

令和4年5月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和4年5月12日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

5番	江上 哲夫 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富安 辰行 委員
18番	鳥越 文生 委員
19番	中村 裕 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員

欠席委員は次のとおりである。

赤司 久美 委員 秋永 憲一 委員 今村 裕一 委員 内田 正隆 委員
大石 敏裕 委員 甲斐サエ子 委員 林田 高夫 委員 山口 啓一 委員

事務局の出席者は5名である。

事務局 皆様、おはようございます。定刻前でございますけれども、皆様おそろいのご様子でございますので、始めさせていただきたいと思っております。

本日の総会につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策を踏まえまして、規模を縮小して行うこととしております。よろしくお願いいたします。

それでは、5月の総会に当たりまして報告させていただきます。

本日、現委員数24名中15名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、総会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。ただいまより5月農業委員会総会を開催いたします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から3ページの9番までの9件です。

4ページをお願いいたします。

西部地域、審議番号10番から7ページの20番までの11件です。

以上の審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、可決されました。
続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 8ページをお願いいたします。
第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番から9ページ3番までの3件です。
1番、申請地、善導寺町飯田、田、306㎡。申請理由、申請地を貸露天資材置場として利用するものです。
2番、申請地、田主丸町地徳、田、4筆、計3,585㎡。申請理由、申請地に盛土を行い畑として利用するもの（農地改良行為）です。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
9ページをお願いいたします。
3番、申請地、田主丸町常盤、畑、4筆、計973㎡。申請理由、申請地に農産物販売施設を建築するものです。農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
西部地域、4番1件です。
4番、申請地、荒木町今、田、1,100㎡のうち335.87㎡。申請理由、申請地に農業用倉庫を建築するものです。農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
審議案件は以上となります。なお、8ページ審議番号2番の案件につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第2号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
なお、審議番号2番は許可相当として、県農業会議へ意見聴取といたします。
続きまして、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と
いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 10ページをお願いいたします。
第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番から4番までの4件です。
1番、申請地、田主丸町豊城、畑、2筆、計352㎡。申請理由、申請地を取得して、
自己用住宅を建築するものです。
2番、申請地、田主丸町豊城、田、336㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用
住宅及び分家住宅を建築するものです。農地区分は第一種農地ですが、地域農業の
振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
3番、申請地、田主丸町豊城、田、540㎡。申請理由、申請地を取得して、露天駐
車場として利用するものです。農地区分は第一種農地ですが、地域農業の振興に資
する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
4番、申請地、北野町今山、田、324㎡。申請理由、申請地を借り受けて、自己用
住宅を建築するものです。
11ページをお願いいたします。
西部地域、5番から8番までの4件です。
5番、申請地、荒木町荒木、田、122㎡。申請理由、申請地を取得して、貸露天資
材置場として利用するものです。
6番、申請地、荒木町白口、田、3筆、計68.92㎡。申請理由、申請地を取得して、
進入路の敷地を拡張するものです。
7番、申請地、三潴町高三潴、田、410㎡。申請理由、申請地を取得して、宅地分

議（2区画）として利用するものです。

8番、申請地、三潞町早津崎、田、2筆、計1,210㎡。申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで割愛をさせていただきます。それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第3号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。続きまして、第4号議案「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。

第4号議案「非農地証明について」

非農地証明願が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、1件です。

1番、申請地、田主丸町秋成、畑、32㎡。現況は宅地です。証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは13になります。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
続きまして、第5号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 13ページをお願いいたします。
第5号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されましたので付議いたします。
審議番号1番、1件です。
1番、申請人、城島町檜津、*****、経営面積、14万2,602.32㎡。農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。

続きまして、第6号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

14ページをお願いいたします。

第6号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区、1番から15ページ5番までの5件です。

1番、所在地、荒木町白口、田、4筆、計2,641㎡。推進機構からの買入れとなります。

2番、所在地、草野町吉木、田、4筆、計5,057㎡。推進機構への売渡しとなります。

3番、所在地、宮ノ陣町大杜、田、3,540㎡。推進機構からの買入れとなります。

4番、所在地、宮ノ陣町五郎丸、田、1,834㎡。推進機構への売渡しとなります。

15ページをお願いいたします。

5番、所在地、安武町住吉、田、953㎡。推進機構からの買入れとなります。

第2区、6番の1件です。

6番、所在地、田主丸町志塚島、田、1,280㎡。推進機構からの買入れとなります。

第3区、7番から16ページの12番までの6件です。

7番、所在地、北野町大城、畑、713㎡。推進機構からの買入れとなります。

8番、所在地、北野町大城、田、2,014㎡。推進機構への売渡しとなります。

9番、所在地、北野町十郎丸、田、982㎡。推進機構からの買入れとなります。

16ページをお願いいたします。

10番、所在地、北野町中川、田、2,646㎡。推進機構への売渡しとなります。

11番、所在地、北野町仁王丸、田、2筆、計5,685㎡。推進機構への売渡しとなります。

12番、所在地、北野町仁王丸、田、2筆、計7,521㎡。推進機構への売渡しとなります。

第4区、13番、14番の2件です。

13番、所在地、城島町大依、田、4,028㎡。推進機構からの買入れとなります。

14番、所在地、城島町檜津、田、6,065㎡。推進機構への売渡しとなります。

17ページをお願いいたします。

第5区、15番、16番の2件です。

15番、所在地、三潞町高三潞、田、4筆、計7,583㎡。推進機構からの買入れとなります。

16番、所在地、三潞町田川、田、1,984㎡。推進機構への売渡しとなります。

以上、審議番号1番から16番までの案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決をされました。よって、久留米市長宛て通知いたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について」、

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」、

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、

報告第4号「職員の任免について」

以上の事務局説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ありませんか。

「なしの声」

議 長 それでは、質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたします。

よって、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により9番、黒岩純委員、17番、富安辰行委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。